六　各営業日における利用者区分管理信託に係る信託財産の額の記録（法第二条第十五項第三号に掲げる行為を行う者に限る。）

七　［略］

八　分別管理監査の結果に関する記録（法第二条第十五項第三号に掲げる行為又は暗号資産の管理を行う者に限る。）

九　［略］

［２・３　略］

（暗号資産交換業に係る取引記録）

第三十四条　［略］

２　前項第一号の取引日記帳には、法第二条第十五項第一号及び第二号に掲げる行為（媒介又は代理に係るものを除く。）に関し、次に掲げる事項を記載しなければならない。

［一～十　略］

３　第一項第二号の媒介又は代理に係る取引記録には、法第二条第十五項第二号に掲げる行為（媒介又は代理に係るものに限る。）に関し、次に掲げる事項を記載しなければならない。

［一～九　略］

４　［略］

（注文伝票）

第三十六条　第三十三条第一項第四号の注文伝票には、法第二条第十五項第一号及び第二号に掲げる行為に関し、次に掲げる事項を記載しなければならない。

［一～十二　略］

（登録の取消しに伴う債務の履行の完了等が不要な場合）

第四十一条　法第六十三条の二十一に規定する内閣府令で定める場合は、暗号資産交換業者が事業譲渡、合併又は会社分割その他の事由により暗号資産交換業の全部を他の暗号資産交換業者に承継させた場合とする。

（法令違反行為等の届出）

第四十二条　［略］

（経由官庁）

第四十三条　暗号資産交換業者（法第六十三条の二の登録を受けようとする者を含む。次条において同じ。）は、第四条に規定する登録申請書その他法及びこの府令に規定する書類（次項及び次条において「申請書等」という。）を金融庁長官に提出しようとするときは、当該暗号資産交換業者の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）を経由してこれを提出しなければならない。

２　暗号資産交換業者は、申請書等を財務局長等に提出しようとする場合において、当該暗号資産交換業者の本店の所在地を管轄する財務事務所長又は小樽出張所長若しくは北見出張所長（以下この項及び次条において「財務事務所長等」という。）があるときは、当該財務事務所長等を経由してこれを提出しなければならない。

六　各営業日における利用者区分管理信託に係る信託財産の額の記録（法第二条第七項第三号に掲げる行為を行う者に限る。）

七　［同上］

八　分別管理監査の結果に関する記録（法第二条第七項第三号に掲げる行為又は暗号資産の管理を行う者に限る。）

九　［同上］

［２・３　同上］

（暗号資産交換業に係る取引記録）

第三十四条　［同上］

２　前項第一号の取引日記帳には、法第二条第七項第一号及び第二号に掲げる行為（媒介又は代理に係るものを除く。）に関し、次に掲げる事項を記載しなければならない。

［一～十　同上］

３　第一項第二号の媒介又は代理に係る取引記録には、法第二条第七項第二号に掲げる行為（媒介又は代理に係るものに限る。）に関し、次に掲げる事項を記載しなければならない。

［一～九　同上］

４　［同上］

（注文伝票）

第三十六条　第三十三条第一項第四号の注文伝票には、法第二条第七項第一号及び第二号に掲げる行為に関し、次に掲げる事項を記載しなければならない。

［一～十二　同上］

［条を加える。］

（法令違反行為等の届出）

第四十一条　［同上］

（経由官庁）

第四十二条　暗号資産交換業者（法第六十三条の二の登録を受けようとする者を含む。次条において同じ。）は、第四条に規定する登録申請書その他法及びこの府令に規定する書類（次項及び次条において「申請書等」という。）を金融庁長官に提出しようとするときは、当該暗号資産交換業者の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域（財務事務所の管轄区域を除く。）内にある場合にあっては福岡財務支局長とし、当該所在地が財務事務所又は小樽出張所若しくは北見出張所の管轄区域内にある場合にあっては当該財務事務所長又は出張所長（次項及び次条において「財務事務所長等」という。）とする。）を経由してこれを提出しなければならない。

２　暗号資産交換業者は、申請書等を財務局長等に提出しようとする場合において、当該暗号資産交換業者の本店の所在地を管轄する財務事務所長等があるときは、当該財務事務所長等を経由してこれを提出しなければならない。